

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	Ⅲ協働 3(2)協働の範囲 (4)市と市民との関係	足立区	第1章 総則	—	(定義) 第2条 (3) 協働 区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むことをいう。
2	Ⅲ協働 3(3)協働の仕組みづくり	足立区	第5章 参画と協働	—	(区民参画の仕組の整備) 第9条 区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組を整備しなければならない。
3	Ⅳ 市民の定義	文京区	第1章 総則	—	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。 二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。 三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。 四 地域活動団体、地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。 五 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。 六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。 八 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。
4	3(3)協働の仕組みづくり	文京区	第7章 協働・協治の推進	第3節 意思の表明	(協働・協治の推進のしくみ) 第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。
5	Ⅲ協働 3(1)協働の明示的な規定Ⅳ 市民の定義	杉並区	第1章 総則	—	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。 (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。 (4) 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。
6	Ⅲ協働 3(1)協働の明示的な規定	豊島区	前文	—	身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。 また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
7	Ⅲ 協働 3(1)協働の明示的な規定 (2)協働の範囲 (4)市と市民との関係	豊島区	第1章 総則	—	(基本原則) 第4条 (3) 協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。
8	Ⅲ 協働 3(2)協働の範囲	豊島区	第3章 コミュニティ	—	(コミュニティを基盤とする活動の原則) 第11条コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。 (1)区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。 (2)区民一人ひとりの生活を安全・安心で豊かにすることを目的とすること。 (3)子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。
9	Ⅲ 協働 3(1)協働の明示的な規定 3(3)協働の仕組みづくり	豊島区	第4章 区政への参加、協働 区政への参加、協働	第3節 協働	(協働の推進) 第25条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。
10	Ⅳ 市民の定義 Ⅲ 協働 3(1)協働の明示的な規定	久喜市	第1章 総則	—	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は公共の利益のために活動するものをいう。 (4) 協働 市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいう。
11	Ⅲ 協働 3(1)協働の明示的な規定	久喜市	第8章 コミュニティの推進	—	(協働) 第24条 市の執行機関は、幅広く質の高い公共サービスの実現のため、新しい公共の原則に基づき、協働するよう努めるものとする。
12	Ⅲ 協働 3(1)協働の明示的な規定	三鷹市	前文	—	市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。
13	Ⅳ 市民の定義	三鷹市	第1章 総則	—	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。

番号	論点の箇所	自治体名	章	節	条
14	Ⅲ 協働 3(1)協働の明示的な規定 (2)協働の範囲	三鷹市	第6章 参加及び協働	—	(協働のまちづくり) 第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。 2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。 3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。
15	Ⅳ 市民の定義	川崎市	第1章 総則	—	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
16	Ⅲ 協働 3(3)協働の仕組みづくり	川崎市	第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等	第3節 参加及び協働による自治運営	(協働推進の施策整備等) 第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。
17	Ⅳ 市民の定義 Ⅲ 協働 3(1)協働の明示的な規定	多摩市	第1章 総則	—	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。 (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。
18	Ⅳ 市民の定義 Ⅲ 協働 3(4)市と市民との関係	大和市	第1章 総則	—	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。 (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。